

答 申

「請求者を申立人とする労働審判手続申立てに関する全記録・文書」部分開示決定

**第 1 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論**

令和 2 年 4 月 6 日付けで愛媛県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定は、妥当である。

**第 2 審査請求に至る経緯**

**1 審査請求人による労働審判手続申立て及び行政事件訴訟の提起**

審査請求人は、〇〇年〇〇月〇〇日付けで、愛媛県を相手方とする地位確認・不払給与・慰謝料等請求事件労働審判手続を〇〇地方裁判所に申し立てた（以下「本件申立て」という。）。

しかしながら、審査請求人は、〇〇年〇〇月〇〇日に開催された第 1 回労働審判手続期日において、別途訴訟等による解決を検討するとして本件申立てを取り下げ、〇〇年〇〇月〇〇日付けで、本件申立てと概ね同一の趣旨で愛媛県を被告とする地位確認・不払給与・慰謝料等請求事件訴訟を〇〇地方裁判所に提起した（以下「本件訴訟」という。）。

**2 個人情報開示請求**

審査請求人は、令和 2 年 2 月 7 日、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年愛媛県条例第 41 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「①請求者を申立人とする労働審判手続申立てに関する全記録・文書、②平成 26 年 1 月から現在までの請求者と教育委員会との間の全電話記録、③平成 26 年 1 月から現在までに請求者から教育委員会宛に送られた全郵便物の写し、④平成 26 年 1 月から現在までに請求者から教育委員会宛に送られた全電子メールの写し及び教育委員会から請求者宛に送られた全電子メールの写し、⑤請求者が平成 29 年度〇〇学校在籍中に取得した病休に関する全記録・文書、⑥請求者が平成 29 年度〇〇学校在籍中に申請した公務災害申請に関する全記録・文書、⑦請求者が受検した令和 2 年度採用の教員採用選考試験の請求者に関する全記録・文書」について個人情報開示請求を行った。

**3 請求への対応**

**(1) 個人情報開示請求の補正**

当該個人情報開示請求のうち、①に係る請求（以下「本件開示請求」という。）については、その対象となる公文書に審査請求人自身が作成した本件申立ての申立書等も含まれることが見込まれたため、審査請求人に確認したところ、「請求者を申立人とする労働審判手続き申立て（事件番号：〇〇年（労）第〇〇号）に関する全記録・文書（答弁書、申立書、甲号証、証拠説明書、その他申立人が作成した文書以外のもの）」と補正された。

## (2) 個人情報開示決定等期間延長決定

実施機関は、本件開示請求の対象となる公文書には愛媛県を当事者とする争訟に係る情報が含まれており、開示の可否の決定に相当の日数を必要とすることを理由として、令和2年2月20日付けで同年4月6日まで個人情報開示決定の期間延長を行った。

## (3) 請求に対する決定（部分開示）

実施機関は、本件開示請求に対し、同年4月6日付けで次の文書に関して部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア ○○氏の労働審判に係る関係教職員への聞き取りについて（以下「文書1」という。）

イ 元県立学校講師からの労働審判手続申立に係る○○弁護士への相談結果（以下「文書2」という。）

ウ 元県立学校講師からの労働審判手続申立について（以下「文書3」という。）

エ 元県立学校講師からの労働審判手続申立に関する資料一覧目次及びP241～256（以下「文書4」という。）

### ①開示をしない部分

○文書1について

聞き取りを行った教職員等の現所属、当時の所属、氏名、甲第2号証に記載されている事項の事実認否、相違点（反論）、参考及び参考資料

○文書2について

協議における質疑の内容

○文書3について

請求者の勤務評価及び任用に関すること、労働審判に関する相談事項及び対応方針

○文書4について

請求者の勤務評価及び任用に関すること、参考判例の事件名

### ②開示をしない理由

条例第19条第2項第1号及び第7号に該当し、請求者以外の者の個人情報であり、開示することにより請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあること及び請求者は労働審判手続申立てと同じ申立てで県を相手に訴訟を起こしており、開示することで訴訟に関する事務に関して県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるためである。

## (4) 請求に対する決定（全部開示）

本件開示請求の対象となる公文書のうち、答弁書、証拠説明書、証拠乙第1号証から乙第8号証、労働審判手続申立てについて及び労働審判手続申立ての結果についてに関しては、本件処分と同日付け個人情報開示決定（全部開示）を行った。

## 4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年4月10日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

なお、当該個人情報開示請求のうち②から⑦までの開示請求についてもそれぞれ開示決定を行っているが、これらに対する審査請求はなされていない。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する部分開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

#### 1 個人情報部分開示決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が部分開示決定の取消しを求める本件公文書は、「請求者を申立人とする労働審判手続申立てに関する全記録・文書」のうち、前述の文書1から文書4である。

#### 2 本件公文書を部分開示とした理由

##### (1) 文書1について

文書1は、本件申立てに対応するため、事実確認を目的として、本件申立ての甲第2号証「在職中パワハラ手記」に審査請求人に対するパワハラ行為があった等としてその言動が記載されている教職員等及び記載内容に関係を有すると思われる教職員等（以下「関係教職員等」という。）を対象とした聞き取り調査を行い、その結果を取りまとめたものである。

##### ア 条例第19条第2項第1号該当性

非開示としたのは、聞き取り調査を行った関係教職員等が特定される部分及び関係教職員等からの聞き取り内容等が記載された部分であって、開示請求者以外の者の個人情報である。当該情報を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第19条第2項第1号に該当すると判断した。

なお、第19条第2項第1号ただし書は、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、非開示とする情報から除くことを規定している。「職務の遂行に係る情報」とは、「公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録された情報」をいう（愛媛県個人情報保護条例の解釈及び運用基準第19条第2項第1号関係の6ただし書ウ関係<sup>(3)</sup>）。

関係教職員等は、愛媛県に勤務する公務員又は勤務していた元公務員であるが、非開示とした情報は各人の言動等の事実確認に係る聞き取りの記録であって、職務の遂行に係る情報には当たらないため、条例第19条第2項第1号ただし書ウには該当しないと判断した。

##### イ 条例第19条第2項第7号イ該当性

本件請求は、既に取り下げられた本件申立てに関する情報の開示を求めるものであるが、第2の1のとおり審査請求人から概ね同一の趣旨で本件訴訟が提起されており、本件請求が行われた時点で係属中であつた（令和2年11月16日現在も引き続き係属中）。

そのため、非開示としたこれらの情報は、本件訴訟に関し愛媛県の対応方針や主張内容等を検討するための情報と全く同一のものであって、愛媛県を当事者として係属中の争訟に関する事務の情報である。当該情報を開示することにより愛媛県の

本件訴訟に対する対応方針が明らかになり、争訟における当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、条例第 19 条第 2 項第 7 号イに該当すると判断した。

## (2) 文書 2 について

文書 2 は、本件申立てへの対応方針を愛媛県顧問弁護士に相談した結果を取りまとめたものである。

### ア 条例第 19 条第 2 項第 7 号イ該当性

非開示としたのは、本件申立てへの対応方針に関する愛媛県教育委員会事務局職員と愛媛県顧問弁護士の具体的な質疑応答に係る部分であって、(1) イと同様に愛媛県を当事者として係属中の争訟に関する事務の情報である。当該情報を開示することにより愛媛県の本件訴訟に対する対応方針が明らかになり、争訟における当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、条例第 19 条第 2 項第 7 号イに該当すると判断した。

## (3) 文書 3 について

文書 3 は、本件申立てへの対応方針を愛媛県顧問弁護士に相談するに当たり本件申立ての概要及び対応方針案を説明するために作成したものである。

### ア 条例第 19 条第 2 項第 7 号イ該当性

非開示としたのは、本件申立てに関する具体的な対応方針の案を記載した部分であって、(1) イと同様に愛媛県として係属中の争訟に関する事務の情報である。当該情報を開示することにより愛媛県の本件訴訟に対する対応方針が明らかになり、争訟における当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、条例第 19 条第 2 項第 7 号イに該当すると判断した。

## (4) 文書 4 について

文書 4 は、本件申立てへの対応方針を愛媛県顧問弁護士に相談するに当たり参考とするために取りまとめた資料一式のうち、審査請求人が作成した申立書等を除いた部分を特定したものである。

### ア 条例第 19 条第 2 項第 7 号イ該当性

非開示としたのは、審査請求人の勤務及び任用に関する記録並びに愛媛県の対応方針を検討するに当たり参考とした判例に関する部分であって、(1) イと同様に愛媛県を当事者として係属中の争訟に関する事務の情報である。当該情報を開示することにより愛媛県の本件訴訟に対する対応方針が明らかになり、争訟における当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、条例第 19 条第 2 項第 7 号イに該当すると判断した。

### イ 条例第 19 条第 2 項第 7 号ウ該当性

職員の勤務や任用に関する記録は、通常、本人に開示することを前提とせず作成されるものである。そのような記録が本人に対して開示されることとなれば、記録の作成者は率直な所見の記述を躊躇して内容が抽象化又は形骸化し、当該事務を行う意味を失わせることとなる。すなわち、当該情報を開示することにより、評価、選考等に係る事務に関しその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 19 条第 2 項第 7 号ウに該当すると判断した。

## 3 その他

審査請求人は、「聞き取りを行った教職員等については、請求者の訴えをすべて開示しているのだから、それに対してどのように回答したかを請求者に対して開示しないのはフェアでない」と主張しているが、審査請求の理由とはならない。開示の可否は条例に規定された非開示情報への該当性によって判断されるものであるため、主張自体失当である。

また、審査請求人は「請求者の勤務評価について、請求者は何らの客観的合理的な理由も示されず、失職させられているわけであるから、当然ながらその評価はすべて開示しなければならない」と主張しているが、審査請求の理由とはならない。本件処分と審査請求人の失職とは何ら関係がなく、主張自体失当である。

## 第4 審査請求の内容

### 1 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 聞き取りを行った教職員等については、請求者の訴えをすべて開示しているのだから、それに対してどのように回答したのかを請求者に対して開示しないのはフェアではない。
  - (2) 請求者の勤務評価について、請求者は何らかの客観的合理的な理由も示されず、失職させられているわけであるから、当然ながらその評価はすべて開示しなければならない。
  - (3) いずれにしてもやましいことがなければ隠すことは何もない。
  - (4) 今回の処分については正当な理由がないので、黒塗り箇所をすべて開示せよ。
- 以上のことから、本件処分は違法、不当である。

### 2 審査請求人の反論

審査請求人が主張する弁明書に対する反論は、おおむね次のとおりである。

本件令和2年4月10日付けで審査請求し、その後、その趣旨に基づき、「公正・迅速」に手続きを進めてもらうため、どんなに遅くとも3か月以内には諮問に至るように高校教育課教職員係〇〇、〇〇等に求めてきた（教育長にも電話をした）にも関わらず（他自治体においては1か月以内の諮問等が定められている場合が多い。愛媛県においてはなぜかこの期限について定められておらず、〇〇らはこれを悪用した。）、同職員は諮問のための弁明書作成を7か月も意図的に遅らせた。県民は90日以内に審査請求をしなければならないが、それに対して、7か月も意図的に第三者への諮問を遅らせるなど論外の暴挙である。中村知事の推進する「開かれた県政の推進」という職務命令やそれに基づく条例等に真っ向から反する愚行であり、県は同職員に対しての懲戒免職処分を即座に検討すべきである。

審査請求は「裁判」と進行等が似ているが、「裁判」においては各書面の提出期限が定められ、それに遅れば、「時機に遅れた提出」として通常受け付けられない。よって今回、審査請求人としては以下のように回答する。

- ① 「弁明書」は時機に大幅に遅れており、よって「無効」「失当」であって、審査請求人提出の審査請求書に対する「擬制自白」（審査請求人の主張をすべて認める）が成立済

みである。ちなみに無効な弁明書については「読む必要すらない」のであり、審査請求人はこれを「却下」と決定し、これに「目を通すこともなく」受領後ただちに破棄したことも付言しておく。

- ②「口頭による意見陳述」「証拠書類等の提出」の必要性も上記①により、その必要性を認めない。
- ③よって、この反論書をもって、即座に審査会へ諮問すること。
- ④なお、審査請求人は裁判所への「文書提出命令申立」をもって、即座に、強制的に、非開示となった文書の提出を求めることもできることを付言しておく。
- ⑤ほか4件の審査請求についても、同様の反論書を提出するのみであり、「無効な弁明書」は受領後ただちに「目を通さずに」破棄することも付言しておく。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている公文書は、「請求者を申立人とする労働審判手続申立てに関する全記録・文書」のうち、前述の文書1から文書4である。

また、本件処分において、実施機関が部分開示とした理由は、条例第19条第2項第1号及び第7号に該当し、請求者以外の者の個人情報であり、開示することにより請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあること及び請求者は労働審判手続申立てと同じ申立てで県を相手に訴訟を起こしており、開示することで訴訟に関する事務に関して県の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるためである。

これに対し、審査請求人は、自身の勤務評価について、何らかの客観的合理的な理由も示されず失職させられているわけであるから、当然ながらその評価はすべて開示しなければならない等の理由から、本件処分は違法、不当であるとして、本件処分の取消しを求めているところであり、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

### 2 本件処分に係る具体的な判断

#### (1) 文書1について

##### ア 条例第19条第2項第1号該当性

文書1において、実施機関が非開示としたのは、聞き取り調査を行った関係教職員等が特定される部分及び関係教職員等からの聞き取り内容等が記載された部分であって、開示請求者以外の者の個人情報である。したがって、当該情報を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第19条第2項第1号に該当する。

なお、第19条第2項第1号ただし書は、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、非開示とする情報から除くことを規定しているが、愛媛県個人情報保護条例の解釈と運用基準によれば、「職務の遂行に係る情報」とは、「公務員等が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録された情報」をいうとなっており、非開示とした情報は関係教職員等の言動等の事実確認に係る聞き取りの記録であって、職務の遂行に係

る情報には当たらないため、実施機関が主張するとおり条例第 19 条第 2 項第 1 号ただし書ウには該当しない。

#### イ 条例第 19 条第 2 項第 7 号イ該当性

本件請求は、既に取り下げられた本件申立てに関する情報の開示を求めるものであるが、第 2 の 1 の後段のとおり審査請求人から概ね同一の趣旨で本件訴訟が提起されているため、非開示としたこれらの情報は、本件訴訟に関し愛媛県の対応方針や主張内容等を検討するための情報と全く同一のものであって、愛媛県を当事者として係属中の争訟に関する事務の情報である。したがって、当該情報を開示することにより愛媛県の本件訴訟に対する対応方針が明らかになり、争訟における当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、条例第 19 条第 2 項第 7 号イに該当する。

#### (2) 文書 2 について

##### ア 条例第 19 条第 2 項第 7 号イ該当性

文書 2 において、実施機関が非開示としたのは、本件申立てへの対応方針に関する愛媛県教育委員会事務局職員と愛媛県顧問弁護士の具体的な質疑応答に係る部分であって、(1)イと同様に愛媛県を当事者として係属中の争訟に関する事務の情報である。したがって、当該情報を開示することにより愛媛県の本件訴訟に対する対応方針が明らかになり、争訟における当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、条例第 19 条第 2 項第 7 号イに該当する。

#### (3) 文書 3 について

##### ア 条例第 19 条第 2 項第 7 号イ該当性

文書 3 において、実施機関が非開示としたのは、本件申立てに関する具体的な対応方針の案を記載した部分であって、(1)イと同様に愛媛県として係属中の争訟に関する事務の情報である。したがって、当該情報を開示することにより愛媛県の本件訴訟に対する対応方針が明らかになり、争訟における当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、条例第 19 条第 2 項第 7 号イに該当する。

#### (4) 文書 4 について

##### ア 条例第 19 条第 2 項第 7 号イ該当性

文書 4 において、実施機関が非開示としたのは、審査請求人の勤務及び任用に関する記録並びに愛媛県の対応方針を検討するに当たり参考とした判例に関する部分であって、(1)イと同様に愛媛県を当事者として係属中の争訟に関する事務の情報である。したがって、当該情報を開示することにより愛媛県の本件訴訟に対する対応方針が明らかになり、争訟における当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、条例第 19 条第 2 項第 7 号イに該当する。

#### イ 条例第 19 条第 2 項第 7 号ウ該当性

職員の勤務や任用に関する記録は、通常、本人に開示することを前提とせず作成されるものであるが、そのような記録が本人に対して開示されることとなれば、記録の作成者は率直な所見の記述を躊躇して内容が抽象化又は形骸化し、当該事務を行う意味を失うと認められる。したがって、当該情報を開示することにより、評価、選考等に係る事務に関しその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 19 条第 2 項第 7 号ウに該当する。

#### (5) 弁明書の作成について

審査請求人は、反論書において、時機に遅れた弁明書は無効、失当であって、審査請求人が提出した審査請求書に対する擬制自白が成立していると主張している。

弁明書に関して、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会運営要領において、審査会は、実施機関に対し、諮問をしようとするときには行政不服審査法に基づく弁明書及び反論書の写しの提出を求めること、また、愛媛県情報公開条例関係事務取扱要領と愛媛県個人情報保護事務取扱要領において、主務課は、弁明書の写し等を添え審査会に諮問することとなっているが、当該条例や愛媛県情報公開条例には弁明書の提出や諮問までの期間についての定めはない。

一方、行政不服審査法において、実施機関は、相当の期間内に弁明書を作成するものと定められており、相当の期間とは、弁明書を作成するのに必要と考えられる合理的期間と解釈される。

ついては、本件審査請求において、実施機関は、合理的期間に弁明書を作成したかどうかについて検証する。

まず、令和2年1月に新型コロナウイルスの感染者が本国において初めて確認されてから全国的に感染が拡大し、実施機関においては、同年2月以降、県立学校における感染拡大防止対策や休校措置等、新型コロナウイルス感染症への対応に組織を挙げて最優先で取り組む必要に迫られ、このような状況が8月下旬まで続いたということは疑う余地がない。

次に、審査請求人は、実施機関に対し、平成30年度と令和元年度の2箇年間で、公文書公開請求を66件、個人情報開示請求を76件行い、令和2年度も同様に請求を続けており、実施機関はその都度、開示文書の精査等に多大な時間と労力を要してきたことが推察される。

さらに、審査請求人は、〇〇年〇〇月、愛媛県及び愛媛県教育委員会を相手方として、不払給与や慰謝料等の請求を趣旨とする労働審判手続申立て（〇〇年〇〇月取下げ）を行い、続いて〇〇年〇〇月に同様の趣旨で訴訟を提起し、現在も係争中である。このため、実施機関は、当該訴訟に関する開示請求等への対応には一層時間を要し、訴訟への対応にも当然ながら時間を割かれるとともに、本件審査請求は当該訴訟の進行にも関係することから、弁明内容も慎重に検討する必要があると推断される。

以上のことから、社会通念上当該書面を作成することに要する期間を超過しているとは解されるものの、これらの事情を勘案すれば、実施機関は突発的対応への対応とともに、弁明書作成に慎重に対応すべき状態であったことは明白であり、審査請求人が主張するような弁明書の作成を意図的に遅らせたとは認められず、違法、不当とは言えない。

### 3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年12月 2日	諮問
令和2年12月22日	審査会（第1回審議）
令和3年 2月 5日	審査会（第2回審議）
令和3年 5月18日	審査会（第3回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	